

《 瑞穂町生涯学習推進団体 規約（会則） 参考 》

- ※ この内容は、あくまでも参考です。各団体の目的や活動内容に合わせて、詳細に作成をお願いします。
- ※ 規約（会則）は団体の総意で定めるものであるため、提出時に追記や修正はできません。

〇〇〇〇会 規約(会則)

(名称)

第1条 この団体は、「〇〇〇会（サークル）（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、〇〇〇の学習を通じて技術の向上と会員相互のふれあいを図る。

(事務所)

第3条 会の事務所は、会長宅に置く。

(入会及び脱会)

第4条 入会及び脱会は、本人の申し出による。ただし、脱会は前もって会長に連絡すること。

(会計・運営)

第5条

- (1) 本会の会計年度は、〇月〇日から、翌年〇月〇日までとする。
- (2) 予算及び決算は、総会で承認を得なければならない。
- (3) 会費は年額〇〇円とする。会費は（〇〇、〇〇等）に充当する。教材は、各自負担とする。また、必要な道具は自分で持参する。

(役員)

第6条 この会に、次のとおり役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会 計 〇名

(総会)

第7条 総会は、年〇回開催し、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(変更)

第8条 この会則は、総会において議決を経て変更できる。

(委任)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会員の話し合いで定める

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。